

平成31年 第2回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成31年2月5日(火) 13時30分

2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 501会議室

3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	欠席	2	木下 弘一	3	岡 善男
4	樋田 都	5	森 博文	6	河野 誠子
7	矢野 彰	8	正本 勝彦	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	欠席	12	長岡 由紀
13	萩森 敏久	14	二宮 政明	15	若松 勲
16	橋岡 武志	17	土居 敬幸	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 菊地 一彦

事務局次長 西村 真徳

事務局 阿部 真土、井上 義雅

○欠席委員

1番 川本 英治委員

11番 大本 定一委員

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認
について(所有権移転) 1件

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認

	について（利用権貸借）	6 件
追加議案第 7 号	営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告に対する意見について	2 件

第 4 協議・連絡事項

- ・平成 30 年度東京市場及び流通調査視察研修について（報告）
- ・利用権設定農地の更新について
- ・平成 31 年度農地利用状況調査（農地パトロール）について
- ・平成 31 年第 3 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、平成 31 年第 2 回八幡浜市農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は 19 人中、17 人で総会成立の定足数に達しております。本日の欠席委員は、「1 番、川本 英治委員」、「11 番、大本 定一委員」の 2 人でございます。

それでは、二宮会長から招集のご挨拶を申し上げます。

（二宮会長挨拶）

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

（異議なし）

議 長 それでは議事録署名人に「4 番、樋田 都委員」、「5 番、森 博文委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。
議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。
番号 4、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 4 号、番号 4 について説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「374 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は〇〇〇〇。譲受人は〇〇〇〇であります。

譲受人の経営面積「0a」となっておりますが、伊方町において1万9,588㎡を耕作しているとの耕作証明書の提出がありました。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

5番 番号4を説明します。

申請地は、〇〇〇〇とといいますか、〇〇〇〇と〇〇〇〇の裏のあたりでございます。

譲受人は古家を買われて、その横に畑がついていたということです。

譲渡人の〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇で、〇〇〇〇住んでおられ、現在、〇〇〇〇のような形になっております。

購入される方は、〇〇〇〇と〇〇〇〇の間にある〇〇〇〇という会社を親子で熱心に経営されているようです。その親子が、〇〇〇〇の家と畑を買ったということでもあります。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議 長 続きますて、番号 5、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 5 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「771 m²」、外 2 筆、計「1,631 m²」3 条賃貸借です。
譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
申請事由としては、譲渡人は「農地を貸し付け、経営規模を縮小したい」。譲受人は「農地を借受け、経営規模を拡大したい」であります。
譲受人の経営面積「21.1 a」となっておりますが、父、〇〇〇〇名義の農地「1 万 3,138 m²」も耕作しており、実際の耕作面積は「152a」となっております。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

7 番 番号 5 を説明します。
この資料を見て初めてこの話が出来ていることが分かりまして、間に入られた〇〇〇〇さんという方とは連絡がつかずに、〇〇〇〇さんとは連絡がつきまして、書類も届いておりましたがそのとおりということでした。
借り手の〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇で、まだ元気に夫婦で仕事をされており、畑自体もきれいに作られておりますので問題ないとは思いますが。
以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」。
番号 1、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 5 号、番号 1 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「214 m²」。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「194.4 a」、
売買価格〇〇〇〇。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

4 番 番号 1 を説明します。
昨日、川本委員より熱が出て三日目で、明日はいけないので説明をお願いしますといった電話がありましたので、私が説明させて頂きます。
所有権の移転をする〇〇〇〇さんは、記載されているように〇〇〇〇〇にいます。とても元気なおじ様でしたが、お一人になられ、自宅におられました。〇〇〇〇ということで、今、〇〇〇〇におられます。
で、持っておられた農地も徐々に、みなさんに作って貰ったり、買ってもらったりしています。おそらくこれが最後の農地ではないかと思えます。
所有権の移転を受ける〇〇〇〇さんですが、後継者もできまして、しっかりとした篤農家でございます。
〇〇〇〇産地を守っていただくためにも、篤農家である〇〇〇〇さんへ所有権を移転し、作って頂くことに対して〇〇〇〇さんは感謝されているのではないかなと思います。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」番号 1、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 6 号、番号 1 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「709 m²」、外 1 筆、計「1,207 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「159.9 a」、期間「10 年 11 カ月」、賃借料〇〇〇〇。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

2 番 番号 1 を説明します。
貸主の〇〇〇〇さんですが、〇〇〇〇を失くされ、1 人で経営されているような状態です。〇〇〇〇おられますけども、〇〇〇〇、〇〇〇〇と一緒に休みの日にちょいちょい手伝いに来られるような状態で、なかなか経営も成り立っていきにくい状態でございます。
この園地におきましても〇〇〇〇から、〇〇〇〇ようなところですよ。
借り手の〇〇〇〇さんは、地元でも優秀な篤農家の一人でございます。施設のハウス、セトカなどは西宇和でも一番の品物を作っているぐらい大変優秀な方です。奥さんと二人で農繁期以外は、ほとんど二人で経営されています。
今年、〇〇〇〇をもらっているぐらい熱心な方でございます。
この園地ですけど、ここ〇〇〇〇ということで、全部伐採して、苗

木からスタートしようといわれていました。

10年契約で、年〇〇〇〇ということで、話し合いをされています。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号2、3事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号2、3を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「934㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「321.8a」、賃借料〇〇〇〇、期間「10年1カ月」。

続きまして番号3。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,561㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「289.6a」、賃借料〇〇〇〇、期間「10年1カ月」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

3 番 番号2、3を説明します。

貸し手の〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇を優に超えていまして、現在就農されていません。〇〇〇〇がおられますが、〇〇〇〇で勤められており、跡を継ぐ気はないということです。

当然、就農されていないということですから、農地も〇〇〇〇状態になっております。

今後耕作される〇〇〇〇くん、〇〇〇〇くんですけど、当然改植して、農地の保全にあたらなといけないということで、金額は非常に少ないですけど、貸し手の方は十分納得されていると思います。

借り手の〇〇〇〇くんは、〇〇〇〇。現在、農業委員会で〇〇〇〇をされております。

また、〇〇〇〇くんは〇〇〇〇。現在、〇〇〇〇をされていて、専業農家で、篤農家でございます。これから農地の保全にあたって、十分期待のできる人材だと思っていますので、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号4から6までの再設定、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号4から6まで一括して説明します。

番号4、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,255 m²」、外1筆、計「1,583 m²」、再設定の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「107.5 a」、賃借料〇〇〇〇、期間「3年」。

以降、番号5、6につきましても、再設定のため説明を省略します。以上です。

議 長 　　再設定のため地元委員の説明を省略します。

議 長 　　番号4から6まで、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、追加議案第7号「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告に対する意見について」
番号1、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第7号、番号1を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目「畑」、面積「6,139 m²の内 0.35 m²」です。

転用事業者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

この案件につきましては、3年間の一時転用ということで、平成25年の許可後、平成28年に更新をしておりますが、転用条件として営農型発電設備の農作物の状況報告が課せられており、毎年2月がその報告時期になっております。今年度につきましては転用事業者から1月25日付けにて状況報告があり、1月29日現地調査、本日総会までに農地部会を開いております。

では、当委員会の意見案を申し上げます。

「下段の清見タンゴール等を移植した園地は、間もなく収穫を迎える予定である。状況は良好である。

自家消費の八朔は、例年並みの収量である。

宮川早生の収量及び品質は、周辺園地と同等である。

デコポンは、昨年の寒波による雪や風の影響により雪焼の被害があり、例年に比べて販売単価が下がったが、結実状況は同設備の影響外のデコポンの樹と同等である。

以上のことから、営農型発電設備の下部における営農状況は問題ないと考えます」です。

追加議案の参考資料に位置図及び状況報告書等の一部を掲載しております。ご確認ください。

以上です。

議長 農地部会を開催しておりますので、部会長より報告よろしくお願

します。

13番 1月29日に、私と農地副部会長の森さんと樋田さん、事務局の西村さんの4人で現地を確認に行きました。

ソーラーパネルも通常の敷き詰めるものではなく、3分の1程度ということで、太陽光も十分下に届いていますし、樹の成長も、周辺の樹と遜色なしに、それ以上に大きくなっているような状態で、発電設備の下での営農状況は、手入れも十分されていますので問題ないと思います。

以上です。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号2、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第7号、番号2を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目「畑」、面積「1,737㎡の内1.48㎡」です。

転用事業者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

この案件につきましても、3年間の一時転用ということで、今年の6月に転用許可をされておりますが、転用条件として営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告が課せられており、毎年2月がその報告時期になっております。転用事業者から1月25日付けにて状況報告がありましたが、未だ未着工のままとなっております。

追加議案の参考資料9ページをご覧ください。

工事遅延理由がかかれておりますが、予定していた施工会社が7月の西日本豪雨災害の復興工事にかり出されたために工事着手が遅れたようです。

また、10月頃に経済産業省による未稼働案件に対する見直し計画

の発表があり、調達価格、売電価格の変更もあり得るとの情報が入りました。

調達価格の変更となれば、事業収支に大きく影響が出るため、事業計画の見直しも考慮する必要があり、正式な発表を待つ必要がありました。

以上の点を考慮し、当委員会の意見案を申し上げます。

「営農型発電設備は、平成30年12月中旬頃の完成予定であったが、諸事情により着工が遅れているため、植栽を含め転用計画どおり早期着工に向けて努力するよう指導する」です。

追加議案の参考資料に位置図及び状況報告書等の一部を掲載しております。ご確認ください。

以上です。

議長 農地部会を開催しておりますので、部会長より報告よろしくお願ひします。

13番 この案件ですが、現場を確認しておりません。
現在は、草を刈って、8月に完成するように準備を進めているという段階ですので、なるべく早く、植栽を含めて完成するように指導していく予定です。
以上です。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時15分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

平成31年2月5日

会 長 二 宮 政 明

議事録署名人 樋 田 都

議事録署名人 森 博 文